

(写)

30 西農第 666 号
平成 31 年 3 月 12 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市農業委員会
会長 村 田 秀 夫

平成 30 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 30 年 8 月 10 日付 30 西監第 71 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>補助執行及び委任について、市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する規則では、市長は、負担金、補助金及び交付金の請求に関することを農業委員会事務局長に補助執行させることを定めているが、産業振興課長決裁で処理されているものが見受けられた。</p> <p>また、同規則では、所掌事務に係る1件の所要経費予定額50万円以下の契約を農業委員会事務局長に委任するとともに、1件500万円未満の支出負担行為を農業委員会事務局長に補助執行させることを定めているが、契約及び支出負担行為において農業委員会事務局長決裁ではなく、農業委員長決裁で処理しているものが見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>農業委員会で補助金の処理事務について、再度決裁者を確認し職員間で共有した。</p> <p>規則に定められている委任事務を再度確認し、職員間で共有した。</p>

指摘事項 2	<p>公印の使用について、西東京市公印規則では、西東京市長産業振興課専用印（以下「専用印」という。）の用途を産業振興課事務に関する各種通知用と定めているが、西東京市長印を使用すべきところ、専用印を押印しているものが見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>押印の都度、公印の用途を確認し、用途に応じ適正な公印を使用するよう、事務局内に周知・徹底した。</p>